

## 健康づくり審議会対がん戦略部会がん登録推進専門委員会運営規程

### (目的)

第1条 がん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録推進法」という。）第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として、全国がん登録にかかるデータの利用若しくは提供等に関する審議を行うため、「がん登録推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を健康づくり審議会対がん戦略部会に設置し、健康づくり審議会運営規程第7条に基づく運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) がん登録推進法第18条第2項に規定する都道府県知事による利用等に関すること
- (2) がん登録推進法第19条第2項に規定する市町村等への提供に関すること
- (3) がん登録推進法第21条第10項に規定するその他の提供に関すること
- (4) がん登録推進法第22条第2項及び第4項に規定する都道府県がんデータベースの整備等に関すること
- (5) がん登録等の推進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条第3項に規定するがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の審議に関すること
- (6) 施行令第8条第2項に規定するがん登録推進法第24条第1項の政令で定める者（都道府県知事の権限及び事務の委任）の審議に関すること
- (7) その他必要と認める事項に関すること

※（5）及び（6）については、施行令附則第3条の規定に基づき、法施行日前においても意見を聴くことができる。

### (組織)

第3条 専門委員会は、委員10名以内で組織する。

### (委員以外の出席者への謝金)

第4条 健康づくり審議会運営規程第6条に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、委員と同額の謝金を支給する。

### (委員以外の出席者への費用弁償)

第5条 前条の規程に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、旅費を支給する。

- 2 前項により支給する旅費の額は、「職員の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）に基づく額とする。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、健康福祉部健康局疾病対策課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年11月27日から施行する。